

弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働の推進に関する論点項目

平成 14 年 5 月 17 日
司法制度改革推進本部事務局

第 1 特定共同事業について

- 1 弁護士と外国法事務弁護士（以下「外弁」という。）との提携・協働の推進の必要性
 - 社会・経済活動の国際化、グローバル化の進展
 - 渉外的法律サービスの需要増加
 - 渉外的法律サービスの供給強化
- 2 現行制度の問題点
 - 特定共同事業の目的の制限に関連する問題点
 - 弁護士と外弁が 1 つの事務所を共同経営することが出来ないことに起因する問題点
 - その他（現行特定共同事業制度の使い勝手の悪さ等）
- 3 上記問題点解消のための具体的方策
 - (1) 特定共同事業制度の要件緩和策
 - 弁護士についての職務経験要件の緩和
 - 目的の制限の各要件の緩和又は撤廃
 - その他
 - (2) 共同事業の自由化
- 4 要件緩和等についての検討
 - (1) 資格法制上の考察
 - 共同事業の規制根拠について
 - 特定共同事業制度における目的の制限について
 - 弁護士と外弁との間における収益の分配について
 - 外弁による日本法の取扱いまたは日本法に関する法律事務への不当な関与のおそれについて
 - (2) 要件緩和等に伴う問題点・弊害
 - 弁護士の独立性への影響

- 弁護士法人と外弁の共同事業について
- 弁護士と外弁との共同事務所の在り方（事務所名称その他）について
- 指導・監督の強化の要否
- その他

(3) 外弁による弁護士の雇用禁止との関係について

- 雇用禁止の規制根拠について
- 雇用禁止（現行）の問題点
- 雇用禁止の規制緩和の在り方との関係について
 - ・ 規制の在り方
 - ・ 規制緩和の要否ないし方向性

(4) 弁護士と外国弁護士との提携・協働について

第 2 その他

(参照条文)**外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法**

(昭和六十一年五月二十三日法律第六十六号)

最終改正：平成一三年一月二八日法律第一二九号

(職務外の法律事務の取扱いの禁止)

第四条 外国法事務弁護士は、前条第一項の規定による職務の範囲を超えて法律事務を行ってはならない。

(外国法事務弁護士の事務所)

第四十五条 外国法事務弁護士の事務所は、外国法事務弁護士事務所と称さなければならない。

2 外国法事務弁護士の事務所の名称中には、他の個人又は団体の名称を用いてはならない。ただし、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で自己が所属するもの（以下「所属事業体」という。）の名称については、次に掲げる場合に限り、用いることができる。

一 当該所属事業体の名称を用いている外国法事務弁護士がない場合

二 既に当該所属事業体の名称を用いている外国法事務弁護士がある場合において、その外国法事務弁護士と事務所を共にするとき。

3 前二項の規定にかかわらず、外国法事務弁護士は、弁護士又は弁護士法人に雇用されているときは、その弁護士又は弁護士法人の事務所の名称を使用することができる。

4 外国法事務弁護士事務所は、その外国法事務弁護士の所属弁護士会の地域内に設けなければならない。

5 外国法事務弁護士は、いかなる名義をもつてしても、国内に二個以上の事務所を設けることができない。

(弁護士の雇用等の禁止)

第四十九条 外国法事務弁護士は、弁護士を雇用してはならない。

2 外国法事務弁護士は、組合契約その他の契約により、特定の弁護士若しくは弁護士法人と法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営み、又は特定の弁護士若しくは弁護士法人が法律事務を行つて得る報酬その他の収益の分配を受けてはならない。

(特定共同事業)

第四十九条の二 外国法事務弁護士は、前条第二項の規定にかかわらず、五年以上国内において弁護士として職務を行つた経験を有する特定の弁護士とする場合に限り、組合契約その他の契約により、次に掲げる法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営むことができる。

一 外国において効力を有し、又は有した法に関する知識を必要とする法律事務

二 当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者である法律事件についての法律事務

三 外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者が総株主又は総社員の議決権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この号において同じ。）の二分の一以上の議決権を保有する会社の依頼による法律事件についての法律事務

2 前項の規定の適用については、弁護士名簿に登録を受けた後に外国において行つた法律事務の取扱い若しくは法に関する知識に基づく法律事務についての労務の提供（通算して二年に限る。）又は弁護士となる資格を取得した後に裁判官又は検察官の職務を行つた経験は、国内において弁護士として行つた職務の経験とみなす。

3 外国法事務弁護士は、第一項の規定による共同の事業（以下「特定共同事業」という。）を営む場合において、当該特定共同事業に係る弁護士が自ら行う法律事務その他の業務に不当な関与をしてはならない。

（特定共同事業に係る届出）

第四十九条の三 外国法事務弁護士は、特定共同事業を営もうとするときは、あらかじめ、当該特定共同事業に係る弁護士の氏名及び事務所、当該特定共同事業に係る法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。

2 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、当該外国法事務弁護士の登録に当該届出に係る事項で日本弁護士連合会の会則で定めるものを付記しなければならない。

3 第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、当該届出に係る事項のうち、特定共同事業に係る法律事務の範囲その他の日本弁護士連合会の会則で定める重要な事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に基づき、第二項の規定により当該外国法事務弁護士の登録に付記された事項の訂正をしなければならない。

5 第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、特定共同事業を営むことをやめたときは、遅滞なく、その旨を日本弁護士連合会に届け出なければならない。

6 日本弁護士連合会は、前項の規定による届出があつたときは、第二項の規定により当該外国法事務弁護士の登録に付記された事項を抹消しなければならない。

7 日本弁護士連合会は、第一項、第三項又は第五項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を当該外国法事務弁護士の所属弁護士会及び当該特定共同事業に係る弁護士の所属弁護士会に書面により通知しなければならない。

（特定共同事業の表示）

第四十九条の四 前条第一項の規定による届出をした外国法事務弁護士は、その事務所の

名称に、特定共同事業を営む旨及び当該特定共同事業に係る弁護士の事務所の名称を付加しなければならない。

（懲戒事由及び懲戒権者）

第五十一条 外国法事務弁護士は、この法律又は所属弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則中外国法事務弁護士に関する規定に違反し、所属弁護士会又は日本弁護士連合会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問わずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

2 懲戒は、日本弁護士連合会が外国法事務弁護士懲戒委員会の議決に基づいて行う。

第六十三条 外国法事務弁護士が、業務に関し、次の各号に掲げる法律事務を行つたときは、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 国内の裁判所における訴訟事件（刑事に関するものを除く。）、非訟事件、家事審判事件、民事執行事件、民事保全事件その他民事に関する事件の手續についての代理

二 刑事に関する事件の手續についての代理、刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐

三 国内の行政庁に対する異議申立て、審査請求その他の不服申立事件の手續についての代理

四 国内において効力を有し、又は有した法（原資格国法若しくは指定法に含まれる条約その他の国際法又は第五条の二第一項の規定により特定外国法に関する法律事務を行う場合の特定外国法に含まれる条約その他の国際法を除く。）の解釈又は適用についての書面による鑑定

弁護士法

（昭和二十四年六月十日法律第二百五号）

最終改正：平成一三年一月二八日法律第一二九号

（非弁護士との提携の禁止）

第二十七条 弁護士は、第七十二条乃至第七十四条の規定に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。

（兼職及び営業等の制限）

第三十条 （略）

2 （略）

3 弁護士は、所属弁護士会の許可を受けなければ、営利を目的とする業務を営み、若しくはこれを営む者の使用人となり、又は営利を目的とする法人の業務執行社員、取締役若しくは使用人となることができない。

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（非弁護士との提携等の罪）

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十七条（第三十条の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第二十八条（第三十条の二十において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第七十二条の規定に違反した者
- 四 第七十三条の規定に違反した者